

(事業の目的)

第1条 医療法人厚生会が開設する奈良厚生会病院介護医療院(以下「施設」という)が介護医療院サービス(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 奈良厚生会病院介護医療院
- ② 所在地 奈良県大和郡山市椎木町769-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 医師 5人以上
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- ② 看護職員 40人以上
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- ③ 介護職員 60人以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ④ 薬剤師 2人以上
入所者に対して、薬剤管理及び療養上の指導を行う。
- ⑤ 栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等行う。
- ⑥ 理学・作業療法士 理学療法士・作業療法士、各相当数
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑦ 介護支援専門員 3人以上
施設サービス計画の作成等を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員はI型238人とする。

(定員の順守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入所の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 4 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 5 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 6 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意志を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画担当介護支援専門員」という)は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービスの変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第11条 入所者の心身の状況に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービス提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮

して行う。

- 3 従業者は、サービス提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項を分かりやすく説明する。
- 4 入所者本人または他の入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第12条 一週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、または清拭する。
- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
 - 3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
 - 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 5 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
 - 6 入所者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第13条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・し好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
- 2 食事の時間はおおむね以下の通りとする
 - ① 朝食 午前8時～
 - ② 昼食 午後12時～
 - ③ 夕食 午後6時～

(相談及び援助)

- 第14条 入所者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。
- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
 - 3 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

- 第16条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第17条 施設の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(栄養管理)

第18条 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うため、次の措置を講じる。

- ① 入所者の栄養状態を入所時に把握し、入所者ごとに栄養ケア計画を作成する。
- ② 栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行い、栄養状態を定期的に記録する。
- ③ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

(口腔衛生の管理)

第19条 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うため、次の措置を講じる。

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う。
- ② ①の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に計画を見直す。

(利用料等の受領)

第20条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - ① おやつ代 100円/1回
 - ② その他、入所者が負担することが適当と認められるもの
- 4 サービス提供に当たって、入所者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。
- 5 居住費の利用者負担については、第1～第3段階は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第4段階以上については、次に掲げる費用を徴収する。
 - ① 居住費 従来型個室 1,700円/日
多床室 560円/日
 - ② 食費 1,650円/日

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(日課の励行)

第22条 入所者は、医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第23条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設に届け出る。

(衛生保持)

第24条 入所者は施設の整理、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第25条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ⑥ 施設内での喫煙、飲酒
- ⑦ 他の入所者の許可なくその居室に立ち入ること。
- ⑧ 現金、貴重品の持ち込み。
- ⑨ 他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動。
- ⑩ 施設内へのペットの持ち込み。

(施設利用に当たっての留意事項)

第26条 入所者、来訪者は次の事項に留意すること。

- ① 面会時間 月～土 13:00～16:00 (日、祝日を除く)
- ② 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。

(非常災害対策)

第27条 非常災害に備え必要な設備を設け、防災、避難に関する計画「医療法人厚生会消防計画」を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は夜間及び昼間を想定した避難、救出その他必要な訓練等を行う。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 消防計画の策定及び消防業務の実施は防火管理者が担う。

(虐待防止に関する事項)

第28条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(受給資格等の確認)

- 第29条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

- 第30条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村への通知)

- 第31条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

- 第32条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。
- 2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

(身体拘束)

- 第33条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に記載のうえ入所者又は家族の同意を得る。
- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 介護職員その他の従業者に対し身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(衛生管理等)

- 第34条 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備

及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じる。

(掲示)

第35条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第36条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(ハラスメント対策)

第37条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

第38条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第40条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 相談窓口 … 奈良厚生会病院内 地域医療相談室
その他相談窓口
大和郡山市介護福祉課
奈良県国民健康保険団体連合会
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 4 サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力す

ると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第41条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第42条 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うこととする。

- 2 入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- 3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
 - ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(会計の区分)

第43条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第44条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存する。

(その他の運営に関する留意事項)

第45条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人厚生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する

奈良厚生会病院介護医療院 (介護予防)短期入所療養介護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人厚生会が開設する奈良厚生会病院介護医療院(以下「施設」という)が行う短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービス(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の職員は、要介護者(要支援者)の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 奈良厚生会病院介護医療院
- ② 所在地 奈良県大和郡山市椎木町769-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 医師 5人以上
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- ② 看護職員 40人以上
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- ③ 介護職員 60人以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ④ 薬剤師 2人以上
入所者に対して、薬剤管理及び療養上の指導を行う。
- ⑤ 栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等行う。
- ⑥ 理学・作業療法士 理学療法士・作業療法士、各適當数
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑦ 介護支援専門員 3人以上
施設サービス計画の作成等を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は I 型238人とする。

(定員の順守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 要介護者(要支援者)の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入所の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 4 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 5 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 6 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護(要支援)認定を受けていない入所申込者について、要介護(要支援)認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意志を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画担当介護支援専門員」という)は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービスの変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第11条 入所者の心身の状況に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービス提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 従業者は、サービス提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項を分かりやすく説明する。
- 4 入所者本人または他の入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第12条 一週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、または清拭する。
- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
 - 3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
 - 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 5 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
 - 6 入所者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第13条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・し好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
- 2 食事の時間はおおむね以下の通りとする
 - ① 朝食 午前8時～
 - ② 昼食 午後12時～
 - ③ 夕食 午後6時～

(相談及び援助)

- 第14条 入所者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。
- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
 - 3 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

- 第16条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第17条 施設の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(栄養管理)

第18条 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うため、次の措置を講じる。

- ① 入所者の栄養状態を入所時に把握し、入所者ごとに栄養ケア計画を作成する。
- ② 栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行い、栄養状態を定期的に記録する。
- ③ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

(口腔衛生の管理)

第19条 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うため、次の措置を講じる。

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う。
- ② ①の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に計画を見直す。

(利用料等の受領)

第20条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - ① おやつ代 100円/1回
 - ② その他、入所者が負担することが適当と認められるもの
- 4 サービス提供に当たって、入所者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。
- 5 滞在費の利用者負担については、第1～第3段階は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第4段階以上については、次に掲げる費用を徴収する。
 - ① 滞在費 従来型個室 1,700円/日
多床室 560円/日
 - ② 食費 1,650円/日

(通常の送迎の実施地域)

第21条 通常の送迎の実施地域は、大和郡山市、安堵町、斑鳩町、川西町、三宅町、河合町の区域とする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(日課の励行)

第23条 入所者は、医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第24条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設に届け出る。

(衛生保持)

第25条 入所者は施設の整理、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第26条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ⑥ 施設内での喫煙、飲酒
- ⑦ 他の入所者の許可なくその居室に立ち入ること。
- ⑧ 現金、貴重品の持ち込み。
- ⑨ 他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動。
- ⑩ 施設内へのペットの持ち込み。

(施設利用に当たっての留意事項)

第27条 入所者、来訪者は次の事項に留意すること。

- ① 面会時間 月～土 13:00～16:00 (日、祝日を除く)
- ② 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。

(非常災害対策)

第28条 非常災害に備え必要な設備を設け、防災、避難に関する計画「医療法人厚生会消防計画」を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は夜間及び昼間を想定した避難、救出その他必要な訓練等を行う。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 4 消防計画の策定及び消防業務の実施は防火管理者が担う。

(虐待防止に関する事項)

第29条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(受給資格等の確認)

第30条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第31条 入所に際して、入所年月日、施設の種別・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村への通知)

第32条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第33条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回

(身体拘束)

第34条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に記載のうえ入所者又は家族の同意を得る。

- 2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 介護職員その他の従業者に対し身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(衛生管理等)

第35条 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じる。

(掲示)

第36条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第37条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(ハラスメント対策)

第38条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

第39条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第40条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第41条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 相談窓口 … 奈良厚生会病院内 地域医療相談室
その他相談窓口
大和郡山市介護福祉課

奈良県国民健康保険団体連合会

- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 4 サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第42条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第43条 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うこととする。
- 2 入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
 - 3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
 - ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(会計の区分)

第44条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

- 第45条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存する。

(その他の運営に関する留意事項)

第46条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人厚生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成30年9月1日から施行する。
この規程は、令和元年9月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年8月1日から施行する。

(介護予防)通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人厚生会が設置する指定通所リハビリテーション事業所(以下「通所リハ事業所」という)が行う指定通所リハビリテーションサービス(以下「通所リハサービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所リハ事業所の理学療法士・作業療法士等の専門スタッフ(以下「従業者等」という)が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者」という)に対し、適正な通所リハサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所リハ事業所の従業者等は、可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるように、心身機能の維持回復を図るものである。

- 2 通所リハサービスの実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 通所リハ事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 奈良厚生会病院
- ② 所在地 奈良県大和郡山市椎木町769-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 通所リハ事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 医師 基準人員

医師は利用者の病状に応じて、健康管理を行います。

- ② 理学・作業療法士・言語聴覚士 基準人員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 通所リハの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日

月曜日から土曜日までとする。(但し年末年始及び日曜祝日は休業とする)

- ② 営業時間

09:00～12:00

(利用定員)

第6条 通所リハ事業所の利用定員は50人とする。

(通所リハサービスの提供方法)

第7条 通所リハサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文

書を交付して説明を行い、同意を得る。

第8条 サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所リハサービスを提供する。

2 利用者がサービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第9条 通所リハサービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第10条 通所リハサービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 通所リハサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 正当な理由なく通所リハサービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な通所リハサービスの提供が困難と認めた場合には他の通所リハサービス事業者の紹介など、必要な措置を講じるものとする。

4 通所リハサービスの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

5 前項の被保険者証に介護保険法第73条2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、通所リハサービスを提供する。
（通所リハサービスの内容）

第11条 通所リハサービスは、次の内容とする。

リハビリテーション（個別リハビリ・集団リハビリ）

2 前項以外のサービス（入浴、食事）は行わない。

第12条 通所リハサービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する通所リハサービス計画に基づき、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるように、心身機能の維持回復を図ります。

2 通所リハサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 通所リハサービスの提供に当たっては、リハビリテーション技術の進歩に対応し、適切なリハビリテーション技術をもってサービスの提供を行う。

4 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家

族に対し、適切な相談及び助言を行う。

第13条 サービス提供従業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所リハサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハサービス計画を作成する。

2 前項の通所リハサービス計画は、既にサービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 サービス提供従業者は、第1項の通所リハサービス計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。

4 サービス提供従業者は、通所リハサービス計画作成後においても、当該通所リハサービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所リハサービス計画の変更を行う。なお、第1項から第3項までの規定は、通所リハサービス計画の変更について準用する。

(通所リハサービスの利用料等)

第14条 通所リハサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 第16条の通常の通りハ事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所の実施地域を越える地点から1km 増すごとに片道100円の実費を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書の署名(記名押印)を受けるとする。

4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第15条 通所リハサービスを提供した際には、当該通所リハサービスの提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を利用者のサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(通常の通りハ事業の実施地域)

第16条 通常の通りハ事業の実施地域は、大和郡山市、安堵町、斑鳩町、川西町、三宅町、河合町の区域とする。

(禁止行為)

第17条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

② 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - ⑥ 施設内での喫煙、飲酒
 - ⑦ 他の入院者に対する執拗な宗教活動及び政治活動。
 - ⑧ 施設内へのペットの持ち込み。
- (施設利用に当たっての留意事項)

第18条 利用者は次の事項に留意すること。

- ① 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。
- (非常災害対策)

第19条 非常災害に備え必要な設備を設け、防災、避難に関する計画「医療法人厚生会消防計画」を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は夜間及び昼間を想定した避難、救出その他必要な訓練等を行う。
 - 3 通所リハ事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
 - 4 消防計画の策定及び消防業務の実施は防火管理者が担う。
- (虐待防止に関する事項)

第20条 通所リハ事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (緊急時等における対応方法)

第21条 通所リハ事業所の従業者等は、通所リハサービスの実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 利用者が、正当な理由なく通所リハサービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第23条 利用者に対して、適切な通所リハサービスを提供できるよう、通所リハ事業所の従業者等の勤務体制を定める。

- 2 通所リハ事業所は、全ての通所リハ従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年2回

（衛生管理等）

第24条 通所リハ事業所の従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 通所リハ事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努め、通所リハ事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

（掲示）

第25条 通所リハ事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（秘密保持）

第26条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、通所リハ事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

（パワーハラスメント対策）

第27条 通所リハ事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定）

第28条 通所リハ事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第29条 通所リハ事業所の従業者に対し、利用者に対して通所リハによるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第30条 提供した通所リハサービスに対する利用者からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

相談窓口 …… 奈良厚生会病院内 地域医療相談室

2 その他相談窓口

大和郡山市役所内「介護福祉課」

奈良県国民健康保険団体連合会

3 自ら提供した通所リハサービスに関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。又、市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

4 通所リハサービスに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第3号に基づき行う調査に協力する。

5 自ら提供した通所リハサービスに関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第31条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第32条 通所リハサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 通所リハサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第33条 通所リハサービス事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第34条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する通所リハサービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存する。

附則

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成24年10月1日より施行する。

この規程は平成25年8月1日より施行する。

この規程は平成27年8月1日より施行する。
この規程は令和6年4月1日より施行する。

(介護予防)訪問リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人厚生会が設置する訪問リハビリテーション事業所(以下「訪問リハ事業所」という)が行う訪問リハビリテーションサービス(以下「訪問リハサービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士・作業療法士等の専門スタッフ(以下「従業者等」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者」という)に対し、適正な訪問リハサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問リハ事業所の従業者等は、可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるように、心身機能の維持回復を図るものである。

- 2 訪問リハサービスの実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 訪問リハ事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 医療法人厚生会 奈良厚生会病院
- ② 所在地 奈良県大和郡山市椎木町769-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 理学・作業療法士 基準人員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問リハ事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日

月曜日から土曜日までとする。(但し年末年始及び日曜祝日は休業とする)

- ② 営業時間

09:00～17:00

(訪問リハサービスの提供方法)

第6条 訪問リハサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第7条 サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問リハサービスを提供する。

- 2 利用者がサービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

- 第8条 訪問リハサービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 第9条 訪問リハサービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 訪問リハサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 第10条 正当な理由なく訪問リハサービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な訪問リハサービスの提供が困難と認めた場合には他の訪問リハビリテーション事業者の紹介など、必要な措置を講じることとする。
- 第11条 訪問リハサービスの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。
- 2 前項の被保険者証に介護保険法第73条2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、訪問リハビリテーションを提供する。
- （訪問リハサービスの内容）
- 第12条 訪問リハサービスの内容は次の通りとする。
- リハビリテーションおよび介護指導
- 第13条 訪問リハサービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問リハサービス計画に基づき、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるように、心身機能の維持回復を図る。
- 2 訪問リハサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 訪問リハサービスの提供に当たっては、リハビリテーション技術の進歩に対応し、適切なリハビリテーション技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 5 サービス提供従事者は写真を貼付した身分証を携行する。
- 第14条 サービス提供従事者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問リハサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハサービス計画を作成する。

- 2 前項の訪問リハサービス計画は、既にサービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 サービス提供従事者は、第1項の訪問リハサービス計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
- 4 サービス提供従事者は、訪問リハサービス計画作成後においても、当該訪問リハサービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問リハサービス計画の変更を行う。なお、第1項から第3項までの規定は、訪問リハサービス計画の変更について準用する。
(訪問リハサービスの利用料等)

第15条 訪問リハサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 第17条の通常の訪問リハ事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業所の実施地域を越える地点から1km 増すごとに片道100円の実費を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第16条 訪問リハサービスを提供した際には、当該訪問リハビリテーションの提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者のサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の訪問リハ事業の実施地域は、大和郡山市、安堵町、斑鳩町、川西町、三宅町、河合町の区域とする。
(虐待防止に関する事項)

第18条 訪問リハ事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
(緊急時等における対応方法)

- 第19条 訪問リハ事業所の従業者等は、訪問リハサービスの実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。
(利用者に関する市町村への通知)
- 第20条 利用者が、正当な理由なく訪問リハサービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。
(勤務体制の確保)
- 第21条 利用者に対して、適切な訪問リハサービスを提供できるよう、訪問リハ事業所の従業者等の勤務体制を定める。
- 2 訪問リハ事業所は、全ての訪問リハ従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
② 継続研修 年2回
(衛生管理等)
- 第22条 訪問リハ事業所の従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 2 訪問リハ事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努め、訪問リハ事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
(掲示)
- 第23条 訪問リハ事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。
(秘密保持)
- 第24条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、訪問リハ事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じることとする。
- 2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。
(パワーハラスメント対策)
- 第25条 訪問リハ事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におい

て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第26条 訪問リハ事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条 訪問リハ事業所の従業者に対し、利用者に対して事業所による訪問リハサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第28条 提供した訪問リハサービスに対する利用者からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずる。

相談窓口 … 奈良厚生会病院内 地域医療相談室

2 その他相談窓口

大和郡山市役所内「介護福祉課」

奈良県国民健康保険団体連合会

3 自ら提供した訪問リハサービスに関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。又、市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

4 訪問リハサービスに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第3号に基づき行う調査に協力する。

5 自ら提供した訪問リハサービスに関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第29条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第30条 訪問リハサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じることとする。

2 訪問リハサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第31条 訪問リハサービス事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第31条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する訪問リハサービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存する。

附則

この規程は平成14年5月1日より施行する。

この規程は平成24年10月1日より施行する。

この規程は平成25年8月1日より施行する。

この規程は平成27年8月1日より施行する。

この規程は令和6年4月1日より施行する。